

令和6年12月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和6年12月総会議事録

1 日 時 令和6年12月10日(火) 午後15時10分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件
議 案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (1件)

第2号 農地利用集積等促進計画の承認について

(利用権18件・農地中間管理事業に係る利用権8件)

報告事項

1 土地現況証明報告(非農地証明) (2件)

2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの(合意解約)

(5件・農地中間管理事業に係る合意解約9件

・農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更3件)

3 公共事業の施行に伴う農地の転用について

(2件)

4 その他

・次回総会 1月16日(木) 午前9時30分から 市役所4階会議室

・現地調査 1月7日(火) 予定

・農地利用最適化推進地区別会議

長門地区 12月16日(月) 午前10時から 市役所4階会議室

三隅地区 12月16日(月) 午後2時から 三隅支所

日置地区 12月17日(火) 午前10時から 日置農村環境改善センター

油谷地区 12月17日(火) 午後2時から ラポールゆや

4 出席委員(17人:議席順)

1番 岡藤 英雄

2番 村岡 清美

3番 岡島 史真

5番 大田 寛治

6番 河野 八千代

7番 中野 晴人

8番 山近 洋祐

9番 末永 恵子

11番 林 一志

12番 木村 友則

13番 名和田 栄治

14番 林 弘幸

15番 大田 裕美

16番 木村 正雄

17番 大汐 光晴

18番 深水 一男(会長職務代理者)

19番 大野 耕作(会長)

5 欠席委員(2名)

4番 西村 志おり

10番 高林 司

6 農業委員会事務局職員

| | |
|--------|-------|
| 事務局長 | 角谷 隆士 |
| 事務局長補佐 | 坂倉 幸三 |
| 書記 | 北村 実瑛 |

7 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和 6 年 12 月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案 2 件、報告事項 3 件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、11 月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和 6 年 12 月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は 19 名でございます。本日の出席委員は 17 名、欠席委員は 2 名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

17 番、大汐光晴委員、18 番、深水一男委員、よろしくをお願いいたします。

議事に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。1 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 6 年 12 月 10 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 2,107 m²。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●市●●▲丁目▲番▲の▲▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、譲渡人からの申し出があったので、これに応じることとした。譲渡人は、県外在住であり、今後の管理も困難なため、

譲受人に譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び2ページをご覧ください。●●から東南東へ約1.4kmに位置する農地です。

また、3ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自身が経営する法人で耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当11番、林委員、補足説明をお願いいたします。

11番

11番、林です。

11月28日に、大野会長、事務局の方、推進委員の塩瀬さんと私で現地確認をしてまいりました。

この農地は、従前から譲受人の●●さんが耕作されており、譲渡人の●●さんから申し出られて譲渡することになったようなので、何も問題はないと思われます。

皆様の慎重審議を、よろしく願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第 2 号、農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。2 ページをご覧ください。

議案第 2 号、農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農地利用集積等促進計画の申請があったので、審議を求める。

令和 6 年 12 月 10 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和 6 年 12 月 27 日の公告となります。

従来からの利用権設定と、中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。

賃貸借ですが、長門地区が、1 件 1 筆の 1,662 m²。日置地区が、3 件 13 筆の 22,147 m²。油谷地区が、9 件 22 筆の 48,559 m²。合計が、13 件 36 筆の 72,368 m²となります。

使用貸借が、三隅地区が、2 件 3 筆の 5,909 m²。長門地区が、2 件 4 筆の 6,133 m²。油谷地区が、1 件 1 筆の 1,184 m²。合計が、5 件 8 筆の 13,226 m²。

総計が、三隅地区が、2 件 3 筆の 5,909 m²。長門地区が、3 件 5 筆の 7,795 m²。日置地区が、3 件 13 筆の 22,147 m²。油谷地区が、10 件 23 筆の 49,743 m²。

総計が、18 件 44 筆の 85,594 m²となります。

詳細につきましては、3 ページから 5 ページをご覧ください。

次に、6 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、長門地区が、3 件 7 筆の 7,707 m²。日置地区が、3 件 5 筆の 7,915 m²。油谷地区が、2 件 3 筆の 9,037 m²。計が、8 件 15 筆の 24,659 m²。

使用貸借が、三隅地区のみで、1 件 7 筆の 11,889 m²となります。

合計しますと、三隅地区が、1 件 7 筆の 11,889 m²。長門地区が、3 件 7

筆の7,707㎡。日置地区が、3件5筆の7,915㎡。油谷地区が、2件3筆の9,037㎡。

総計が、9件22筆の36,548㎡となります。

詳細につきましては、7ページから8ページをご覧ください。

改正前基盤強化促進法第18条第3項及び中間管理事業法第18条第5項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること等の計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等、また、議案全体についてご質問、ご意見等ございましたら、挙手の上発言をお願いいたします。

16番

はい。

議長

はい、どうぞ。

16番

16番、木村です。

3ページと5ページの番号4、●●さんという方は、新規就農の方でしょうか。どういう人なのか教えてください。

事務局長
補佐

すみません、詳しいことまでは十分に確認しておりませんが、お若い方でいらっしゃるのでは、ご心配があるのかと思います。

この方のことを調べてはおりませんでした。申し訳ございません。

16番

何で聞いたのかというと、現在の経営面積はゼロで、今回の利用権を設定する面積がけっこう広いから、管理機ぐらいで済ますような面積ではないから新規就農でされるのかなと思ひまして。

事務局長
補佐

認定新規就農者ですとか、そういったところの補助は受けていらっしゃらないはずです。

詳細につきましては、また確認しまして次回の総会でご報告させていただきたいと思ひます。申し訳ございません。

16番

はい、分かりました。

議長

他にどなたか、質問、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

(補足説明、質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、承認することに決定をいたしました。
議案につきましては、以上となります。
引き続きまして、報告事項に入ります。
報告事項1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明に入ります。9ページをご覧いただけたらと思います。
報告事項1、土地現況証明報告でございます。
番号1。
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、登記地目は畑、面積は243
㎡。
申請者は、●●県●●市●●区●●▲丁目▲番▲号、●●さん。
令和6年11月28日に大野会長、林委員、磯部推進委員、事務局とで現
地を確認いたしました。
現地は雑木等が繁茂しており、農地として再生することは困難なことから、
同日付けで原野として証明をしております。
ほか1件の、現況証明をしております。
報告事項1については、以上となります。

議 長

ただ今、事務局より報告事項1についての説明がございましたが、よろ
しいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項2の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明をいたします。10ページから11ページをご覧いただけたら
と思います。
報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの、通
常の利用権設定に係る合意解約でございます。
番号1。

通知者ですが、貸付人は、●●▲▲番地▲、●●さん。
借受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。
土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は1,320㎡。
ほか2筆となっております。
令和6年11月5日に合意解約をしております。
ほか4件の、合意解約となります。
続きまして、12ページから13ページをご覧くださいと思います。
農地中間管理事業に係る合意解約でございます。

番号1。

通知者ですが、貸付人は、●●市●●▲丁目▲番▲の▲▲号、●●さん。
借受人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、公益財団法人●●。
転借人は、●●▲▲番地▲、株式会社●●。
土地の所在は、大字●●字●●▲▲番、地目は田、面積は2,107㎡。
令和6年11月15日に合意解約をしております。
ほか8件の、合意解約となります。
続きまして、14ページをご覧ください。
農地中間管理事業に係る合意解約による、耕作者変更でございます。

番号1。

通知者ですが、旧転借人は、●●▲▲番地、農事組合法人●●。
新転借人は、●●▲▲番地▲、●●さん。
土地の所在は、大字●●字●●▲▲番、地目は田、面積は1,593㎡。
契約期間は、令和6年12月20日から令和12年11月30日となっております。
ほか2件の、耕作者変更となります。
報告事項2については、以上となります。

議 長 ただ今、事務局より報告事項2についての説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 続きまして、報告事項3の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、説明をいたします。15ページをご覧くださいと思います。
報告事項3、公共事業の施行に伴う農地の転用について、でございます。
番号1。
内容としましては、●●川浚渫工事施工に伴う工事用道路用地として、
一時転用するという計画でございます。

令和6年11月28日に受理しております。
ほか1件の、公共事業の施行に伴う農地の転用となります。
報告事項3については、以上となります。

議 長 　　ただ今、事務局より報告事項3についての説明がございましたが、よろしいでしょうか。

（質問、意見なし）

議 長 　　報告事項は、以上となります。
続きまして、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長
補佐 　　それでは、事務連絡をいたします。
　　次回の農業委員会定例総会ですが、令和7年1月16日、木曜日、9時30分
　　分から、長門市役所本庁4階会議室で開催いたします。

　　なお、現地調査につきましては、1月7日、火曜日を予定しております。
　　該当する委員の皆様には、後日、事務局から集合時間等、連絡致しますので、
　　ご立会のほど、よろしくをお願いいたします。

　　次に、農地利用最適化推進地区別会議についてです。

　　長門、三隅地区につきましては、12月16日、月曜日、午前長門地区、
　　午後三隅地区。

　　日置、油谷地区につきましては、12月17日、火曜日、午前日置地区、
　　午後油谷地区で開催いたします。

　　ご参加のほど、よろしくをお願いいたします。

　　事務連絡は、以上となります。

議 長 　　それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
　　お疲れでございました。

終了時間 午後3時33分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和6年12月10日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 大 汐 光 晴

議事録署名委員 深 水 一 男